○「国立大学法人徳島大学教員選考の基本方針」に関する申合せ

平成16年4月1日 学長裁定

改正 平成29年10月3日

- 1 「1 教員選考の原則について」
 - (1) (2)の「公募」とは、「外国をも含め、学内外から広く適任者を求める」ことである。
 - (2) (2)の「原則」とは、学部等の特性により公募できない場合、あるいは公募を行うことが適当でないと学部等が判断する場合、公募を行わないことができることを容認するものである。
- 2 「2 教員選考の方法について」
 - (1) (2)の「選考機関」とは、「講座」、「部門」等のことをいう。
 - (2) (4)の「特定の分野」とは、公募の対象分野との関係で各学部等が判断して決めることとする。
 - (3) (6)の「公開」とは、主として当該学部等の教員に対して「公開する」ことを意味するが、 選考委員会等の判断で他学部等もしくは学外にまで公開することを妨げるものではない。
 - (4) (6)の「原則」とは、学部等の特性により面接及び公開講演会を行えない場合、あるいは 面接及び公開講演会を行うことが適当でないと学部等が判断する場合、面接及び公開講演会 を行わないことができることを容認するものである。
 - (5) (6)の「講演会」とは、「講演」だけでなく、「講義」、「セミナー」その他、当該学部等が決める方法を意味する。